

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、静岡県知事から包括外部監査結果に基づく措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和8年3月31日

静岡県監査委員	山下和俊
静岡県監査委員	松本早巳
静岡県監査委員	土屋源由
静岡県監査委員	木内満

1 包括外部監査の特定事件

令和6年度

「試験研究機関の財務事務等について」

2 措置の内容

別冊のとおり

令和6年度包括外部監査結果に基づく措置

注) 表中「監査結果」欄の見出し記号は、令和6年度包括外部監査結果報告書の記号を表記措置

監査結果		措置の 実施状況	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容 報告書の 該当ページ	(区分)			
G 全体共通事項					
意見	<p><意見 127> 管理方法の見直し 静岡県は、「情報提供の推進に関する要綱」（以下「要綱」）に基づき、「事務事業及び予算の執行実績」という資料（定期監査調査に準じて作成する資料）を県ホームページで公開している。当該資料を掲載するページは法務課が所管しているが、そのページに資料のファイルデータを掲載する作業は各所属が行うことになっており、要綱上、資料の公開時期は、「定期監査の実施日の属する月の翌月の初日」とされている。</p> <p>しかし、今回の監査対象である農林技術研究所本所では、令和3年度から資料を掲載していなかった。また、同果樹研究センターについては、ファイルは掲載しているものの、ファイルを開こうとするとエラーになり開けないという状況であった。</p> <p>法務課は、情報公開のページで確実に公開がなされるように、公開される情報の管理方法について、見直す必要がある。</p>	P175	措置完了	令和7年 10月	法 務 文書課
G 全体共通事項					
意見	<p><意見 119> 周知と確認 ㊦ 電話加入権の全庁的な電子データを作成し、更新期限の確認を行う。 ㊧ 定期的に電話加入権の更新について周知・注意喚起を行う。</p>	P155	措置完了	令和8年 2月	行 政 経営課 (旧資産 経営課)

監査結果			措置の実施状況 (区分)	措置の内容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
				現在額報告照会時（毎年9月頃）にも更新に係る周知・注意喚起を行う。		
F 環境衛生科学研究所						
意見	<p><意見 111> 遊休物品の整理と顕在化</p> <p>遊休物品は、他の研究機関等への転用希望を確認する手続を行った上で、できるだけ専用の保管場所にまとめて保管し、難しい場合は、研究室内のデッドスペースに移動させ、研究室内の動線や作業効率を高めるような保管をすべきである。</p> <p>また、遊休物品であることを現物でも物品台帳でも分かるようにして、物品台帳から廃棄予定リストを作成し、計画的に廃棄処理を進められるようにすべきである。</p> <p>なお、遊休物品については、用度課に対して具体的な管理方法の検討と全庁への周知を提案する。</p>	P146	措置完了	<p>夏期に年1回行う備品の現物確認において、遊休物品は備品リストにその旨記載するとともに各部で業務に支障のない場所に保管し、転用、廃棄等の処理を進めた。</p> <p>なお、用度課からの令和7年6月25日付け依頼「物品の現物確認の実施及び実施記録の保存について」に沿って、現物確認、記録保存を行った。</p>	令和7年8月	総務企画課
意見	<p><意見 112> 電子顕微鏡の処分の検討</p> <p>庁舎移転の際に、電子顕微鏡の更新の見込がどの程度あったのかは分からないが、結果的には、旧庁舎と一緒に処分し、無駄な移設費用は支出するべきではなかったように思われる。</p> <p>また、有事に備えるという点では、電子顕微鏡を保有している他の試験研究機関との連携方法を具体的に検討する方が現実的である。</p> <p>電子顕微鏡については、少なくとも5年以上使用実績が無く、コロナ禍という有事の際にも更新されなかった状況を考えると、具体的な更新計画がない限り、速やかに廃棄予算を確保し、処分すべきである。</p>	P146	措置完了	<p>予算措置基の健康福祉部生活衛生局衛生課の予算措置により、令和7年10月27日処分を完了した。</p>	令和7年10月	微生物部

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
意見	<p><意見 113> 受払管理と現物確認の方法の見直し</p> <p>財務事務管理的な観点からは、毒物・劇物など管理責任が強く求められるものと一般的な試薬類とで管理手続に強弱をつけて、リスク管理と効率性とのバランスをとることと、管理責任が強く求められる薬品の管理方法については、研究所全体としてのレベル合わせをしておくことが重要である。</p> <p>現状、毒物・劇物などについても、異常な払出や紛失があっても気づきにくい状況にあれば、管理手続の見直しが必要である。例えば、使用中の毒物・劇物については、使用の都度、使用前後の容器込みの重量を計測・記録し、定期的な残高確認でも容器込みの重量を計測するようなやり方などを提案する。</p>	P147	措 置 了 完	<p>現在医薬食品部が行っている毒物の管理方法を、他の3つの研究部門と共有し、特に厳格な管理が必要な毒物等に関して、研究所全体として、実際の使用量（容量、重量）を記録することとした。</p>	令和7年 12月	医 薬 食品部
意見	<p><意見 115> 最低持分割合等の事前協議</p> <p>県の共同研究に対する貢献度や価値を評価する場合、化合物ライブラリーの提供に関する当研究所の貢献度については、研究で実際に使用された化学物質の価値で捉えるのではなく、PVCが所有する膨大な化合物ライブラリーを契約に基づき当研究所が提供することに何らか考慮しても良いと考えられる。</p> <p>化合物提供に係る持分割合については、共同研究の内容や進捗状況等によって大きく変動するため事前に定めることは容易ではないが、関係者との協議等の検討はすべきである。</p>	P153	措 置 了 完	<p>化合物提供に係る持分割合については、共同研究の内容や進捗状況等によって大きく変動するため事前に定めることは容易ではないが、必要に応じて、化合物ライブラリーの提供に関する当研究所の貢献度も踏まえ、関係者と協議を行うこととした。</p>	令和8年 1月	医 薬 食品部

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容		(区分)			
B 農林技術研究所						
意見	<p><意見 001> わさび品種の種苗の分散保管 わさび品種の種苗は、当研究科がこれまで積み上げてきた研究の成果であり、周辺の研究拠点で分散保管するなどの対策を検討すべきである。</p>	P59	措 置 完 了	<p>わさびの遺伝資源は、わさび生産技術科及び2か所のわさび田で植物体を、事務所内複数の保管庫で種子を保存している。 災害時等の紛失への対策として、一部の遺伝資源について他施設での株保存及び種子保存を行う分散保管を実施した。また、遺伝資源の保管に向けては、種子の長期保存技術を開発中である。</p>	令和8年 3月	わさび 生 産 技術科
意見	<p><意見 003> 圃場予定地の改修案の検討 当センターとしては、静岡市との協議が円滑に進むように、圃場予定地の改修案をいくつか想定した上で、それぞれの改修案における必要条件や圃場としての活用方法などをできるだけ具体的に検討しておくことが重要である。</p>	P61	措 置 対 応 中	<p>代替圃場の確保方法について、具体的な改修案等を含めて静岡市との協議を進めている。</p>	令和9年 3月	果 樹 研究セ ンター
意見	<p><意見 006> 研究所の役割を果たすための設備更新 農林技術研究所に期待される役割の1つに、農業生産者の高齢化・人材不足への対策として、栽培方法の省力化の研究や、省力栽培に対応した品種の開発がある。 温室の自動調整機能は、栽培方法の省力化を研究する上で基礎的な条件だが、このような基礎的条件が整っていない状況では、本来、期待される研究活動も制約を受けることになる。 温室の更新には、多額の費用がかかるので、研究活動を現状設備でできる範囲にとどめ、積極的な投資はしないのか、研究所として果たすべき役割に見合う投資をしていくのか、方針を明確にした上で、温室の更新を検討すべきである。</p>	P63	措 置 対 応 中	<p>研究所への今後の投資については、研究所の役割を踏まえ、県庁所管課と協議している。並行して、県として取り組むべき研究・技術開発を推進するため、外部資金等を活用して可能な限り自動化、省力化を可能にする温室等機能の充実を図る。</p>	令和9年 3月	伊豆農業 研究セ ンター ・ わさび 生 産 技術科
意見	<p><意見 007> 修繕のための計画立案 本館は、当センターの正面入口に設置され、大会議室は、外部の</p>	P64	措 置 完 了	<p>本館及び研究棟は令和3年度に劣化診断を行っており、長寿命化のため計画的に修繕を行ってい</p>	令和7年 12月	森林・ 林 業 研究セ ンター

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
	<p>木材・林業関係者の会議や研修にも利用されており、できるだけ今の外観や内装の雰囲気を残せるように修繕計画を検討できれば良いと思う。</p> <p>一方で、木材実験棟や機械実験棟は、本館の裏手にあり、外観よりも作業効率や安全性を優先し、中にある機器類・備品類を整理し、不用品を処分した上で、積極的に保全を図る部分とそうでない部分のメリハリをつけて修繕計画を検討すべきである。</p>			<p>る。</p> <p>木材実験棟、機械実験棟及び作業棟については、廃油類等不用となった物品等の処分を実施した。また、作業棟の外壁修繕では羽目板の代替えとして安価な金属板で対応するなどメリハリをつけて修繕を実施している。</p>		
意見	<p><意見 008> 特許権等の計上区分の見直し</p> <p>農林技術研究所（本所）、茶業研究センター、果樹研究センターの3拠点は、現在、保有している特許権等について、他者への使用許諾等の可能性を検討し、その可能性が明らかでない、という積極的な判断ができない限り、特許権等の計上区分を「普通財産」に変更すべきである。</p>	P66	措 置 了	<p>特許権等の無体財産について、「普通財産」へ変更した。</p>	令和8年 3月	農林技術 研究所 (本所) ・ 茶 業 研究セ ンター ・ 果 樹 研究セ ンター
意見	<p><意見 009> 研究室内の整理状況の確認・指導</p> <p>研究所の幹部職員が、定期的に、安全面や作業効率の面から研究室の整理状況を確認・指導するような取組をすべきである。</p>	P66	措 置 了	<p>企画調整部長や研究統括官等の管理職により、年2回の定期的な確認・指導を行っている。</p>	令和8年 3月	農林技術 研究所 (本所)
意見	<p><意見 014> 全件確認の徹底と実施記録の確認・保存</p> <p>毎年、全件確認が行われていなかった（又は、その疑いのある）研究拠点については、長期間、物品台帳との照合が行われていない備品も多数あることが推察され、実際に全件確認を行うと、物品台帳上の保管場所と実際の保管場所が合わず、所在が分からないものが出てくる可能性が高い。</p> <p>研究拠点内において、全件確認を徹底し、総務担当者等が実施記録（現物を確認したものを備品リストにチェックをしたもの）を回収、確認、保存するような手続の見直しが必要である。</p> <p>なお、例外的に容認される循環確認の導入を検討する場合には、</p>	P70	措 置 了	<p>本所、各センターで全件確認を行い、全件確認の実施状況の記録については、確認・保存を確実に行うようにした。</p> <p>茶業研究センターの一部の物品については、建物移転に合わせて実施していく。</p>	令和8年 3月	農林技術 研究所 (本所) ・ 茶 業 研究セ ンター ・ 果 樹 研究セ ンター ・ わさび 生 産 技術科

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
	<p>確実に全件確認を実施していることを事後検証した上で実施すべきである。</p> <p>循環確認については、用度課に対して、具体的な実施方法の検討と全庁への周知を提案する。</p>					
意見	<p><意見 015> 遊休物品の整理と顕在化</p> <p>使用見込みのない機器類は、他の研究機関等への転用希望を確認する手続を行った上で、できるだけ専用の保管場所にまとめて保管し、難しい場合は、研究室内のデッドスペースに移動させ、研究室内の動線や作業効率を高めるような保管をすべきである。</p> <p>また、遊休物品であることを現物でも物品台帳でも分かるようにして、物品台帳から廃棄予定リストを作成し、計画的に廃棄処理を進められるようにすべきである。</p> <p>なお、遊休物品については、用度課に対して具体的な管理方法の検討と全庁への周知を提案する。</p>	P70, 71	措 置 完 了	<p>使用見込みのない備品等について、一部は他の所属へ管理換えを行ったほか、通路等に置かれていた不用決定済みの備品は廃棄等処分した。</p> <p>また、他の研究機関等への転用希望を確認した上で、適切に保管し、計画的な廃棄処理を行うこととした。</p>	令和8年 3月	農林技術 研究所 (全施設)
意見	<p><意見 016> 廃棄処分の実施</p> <p>都道府県はフロンガスの排出抑制や管理を進める立場にあり、長期間、廃棄を先延ばししているのは望ましくない。速やかに恒温庫の廃棄費用を予算化し、廃棄処理をすべきである。</p>	P71	措 置 対 応 中	<p>早期に廃棄処分できるよう、廃棄費用を確保する。</p>	令和9年 3月	伊豆農業 研究セ ンター
意見	<p><意見 017> 先進的な研究機器等に対するリース契約の検討</p> <p>研究のニーズが変わる可能性が高いものや研究機器の性能が年々進化しているような機器については、機械の物理的耐用年数ではなく、機能的耐用年数で購入すべきか、リース契約で更新させていくべきかを比較検討すべきである。</p> <p>一般的には、研究機器は、汎用性が低く、転用が難しく、金利を除くリース料総額と取得価額がほぼ同じになりやすい。しかし、機械メーカーにとっても最新鋭の機器を研究所に提供するメリット（PR効果や量産機の販売、量産機開発のデータ収集）があるよう</p>	P71, 72	措 置 完 了	<p>高額備品の整備に当たってはリース契約も含め検討することとした。</p> <p>現在、リース契約の可否の検討を義務づける金額等条件について、整理している。</p>	令和8年 3月	農林技術 研究所 (全施設)

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
	なものについては、メーカーに対してリース契約の条件を提案することも検討すべきである。					
意見	<p><意見 018> 管理方法の標準化 研究所の幹部が定期的に研究室を巡回し、管理方法の違いを把握するとともに、研究所全体としてのレベル合わせを行うような取組をすべきである。</p> <p>研究科によって、取り扱う薬品の質や量も異なるので、必ずしも、統一化を求めるものではないが、研究所として、最低限、守るべきルールや管理手続のレベルを明確にして、管理帳票の様式の標準化なども検討すべきである。</p>	P72	措 置 完 了	<p>研究室の整理状況の定期的な指導・確認に合わせ、試薬についても保管・管理の状況を実地で確認し、不要試薬等の整理を実施した。</p> <p>また、本所内、各センターに、管理表の標準様式を示した。</p>	令和8年 3月	農林技術 研究所 (本所)
意見	<p><意見 019> 耐震対策の見直し 薬品の保管に関する安全確保や耐震対策という点については、研究所としてレベル合わせをすべきである。</p>	P72	措 置 完 了	<p>薬品の保管時の安全対策として、落下・転倒防止のための仕切り板やトレイの設置等について実施した。</p>	令和7年 9月	農林技術 研究所 (本所)
意見	<p><意見 020> 保管状況の見直し 新庁舎への移設に併せて、保管庫内の耐震対策を検討すべきである。</p> <p>また、毒物・劇物の区分保管を徹底すべきである。</p>	P73	措 置 対 応 中	<p>新棟においては耐震対策がされた保管庫内にて適正に保管している。</p> <p>改修工事を行った別館（研究棟）においては不要となった薬品の廃棄をまず行ったので、引越後に区分保管や耐震対策に対応して整理していく。</p>	令和9年 3月	茶 業 研究セ ンター
意見	<p><意見 021> 不用品の処分と保管状況の見直し 不用な薬品は整理・処分した上で、保管庫内の耐震対策を検討すべきである。</p>	P73	措 置 完 了	<p>不要な薬品を整理し、処分した。今後も随時確認し、不要な薬品を処分する。</p> <p>薬品庫の耐震対策については、職員による転倒防止対策を実施した。今後も随時、より安全性の高い耐震対策を継続する。</p>	令和8年 3月	森林・ 林 業 研究セ ンター

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
意見	<p><意見 022> 全研究拠点／薬品リストの点検と見直し 受払管理と現物確認の方法の見直しに合わせて、各研究科の薬品リストの書式も比較検討すべきである。 研究所として標準的な書式を決めた上で、必要に応じて、各研究科が記載項目を追加するような方法が良いと考える。</p>	P74	措 置 完 了	<p>各センターや研究科のリスト書式を比較検討し、標準的な書式を定めた。 特に毒物・劇物については、区分を明確にし、保管・管理を行う。</p>	令和8年 3月	農林技術 研究所 (全施設)
意見	<p><意見 023> 毒物・劇物の区分追加 薬品使用簿（一覧表）は、毒物・劇物の区分を設け、何が毒物・劇物なのかを明確に分かるようにしておくべきである。</p>	P74	措 置 完 了	<p>薬品使用簿（一覧表）に毒物・劇物の表示を行った。</p>	令和8年 3月	森林・ 林業 研究セ ンター
意見	<p><意見 024> 受払管理と現物確認の方法の見直し 財務事務管理的な観点からは、毒物・劇物など管理責任が強く求められるものと一般的な試薬類とで管理手続に強弱をつけて、リスク管理と効率性とのバランスをとることと、管理責任が強く求められる薬品の管理方法については、研究所全体としてのレベル合わせをしておくことが重要である。 現状、毒物・劇物などについても、異常な払出や紛失があっても気づきにくい状況であれば、管理手続の見直しが必要である。例えば、使用中の毒物・劇物については、使用の都度、使用前後の容器込みの重量を計測・記録し、定期的な現物確認でも容器込みの重量を計測するようなやり方などを提案する。</p>	P76	措 置 完 了	<p>毒物・劇物については、国からの通知により在庫数量の把握が求められている。 現状は、定期的な在庫管理に加えて、使用の都度、受払簿に記入することとなっているが、対応にばらつきがあるため、計測方法を含め指針を提示し、在庫管理の徹底を図った。</p>	令和8年 3月	農林技術 研究所 (全施設)
意見	<p><意見 025> 不使用薬品の顕在化と整理 薬品は、経年劣化しないとしても、不要なものは処分して、保有リスクや管理工数を減らすべきである。不要かどうかの最終判断は、現場担当者の判断に委ねるとしても、研究拠点単位で使用実績がない薬品を対象に定期的に処分すべきかどうかの検討を行うことが重要である。 そのためには、使用実績を確認</p>	P77	措 置 完 了	<p>これまでも使用状況に基づき不使用薬品の処分を実施してきたが、判断は現場の担当者に任せてきた。 そのため、各センターや研究科のリスト書式を比較検討し、標準的な書式を定めるとともに受払管理の徹底を図ることで、不要薬品を顕在化した。</p>	令和8年 3月	農林技術 研究所 (全施設)

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
	<p>できることが必要になるが、担当者の記憶に頼るのではなく、記録から所属長や総務課の職員などにも使用状況が分かるようにすることも重要である。ただし、保有リスクや管理工数を減らすことが目的なので、例えば、保有リスクが高い毒物・劇物などは受払簿を作成する、一般試薬は、ほとんど使われていないと思われる薬品を選定して保管場所も区分して、その保管場所にある薬品については使用した時に使用簿や薬品リストに使用日を記録するなど、対象を絞り込むことを提案する。</p>			<p>また、薬品リストの共有化を図り、各科間での効率的利用も推進した。</p> <p>さらに、薬品庫の中でリスクが高い薬物と一般試薬等を区分して管理している。</p>		
意見	<p><意見 032> 受託料算定の算定基礎の見直し</p> <p>受託料収入の算定基礎と県収入証紙で徴収する機器使用料収入等の算定基礎との不整合には合理性がない。試験研究機関は、民間受託研究の受託料収入についても、基本的には利用者に人件費や減価償却費の負担を求めるように本庁の各所管課、その他関係部署と連携して、県の統一的な考え方を見直すべきである。</p>	P82	措置完了	<p>受託料収入の算定基礎となる間接経費について、人件費や減価償却費を包括するものとして算定方法を見直し、令和8年度から研究所受託料算定基準を改定するための手続きを行った。</p>	令和8年 3月	農林技術 研究所 (全施設)
C 畜産技術研究所						
意見	<p><意見 037> 水と重油の確保方法の検討とBCPへの明記</p> <p>非常時の水や重油の確保について、具体的な方法を検討しておく、BCPにも手順を明記しておくべきである。</p>	P85	措置完了	<p>非常時に水や重油を確保するための具体的な方法を検討及び調整し、マニュアル化することで、BCPに手順を明記した。</p> <p>マニュアルについては職員全員に周知しており、今後、所内連絡会や防災訓練等の機会を活用し、随時情報共有及び手順の確認などを行っていく。</p>	令和8年 3月	畜産技術 研究所 (本所)
意見	<p><意見 038> 水の確保方法の検討とBCPへの明記</p> <p>非常時の水の確保について、菊川市などと災害時の対応を協議し、具体的な対策を検討し、BCPにも手順を明記しておくべきである。</p>	P85	措置完了	<p>水の確保を含めた非常時の対応について整理し、BCPに明記した。</p> <p>関係要領を改正して職員全員に周知するとともに、所属ミーティングなどの機会随時情報を共有・確認していく。</p>	令和8年 3月	中小家畜 研究センター

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容		(区分)			
意見	<p><意見 039> 設備の修繕 劣化状況を日々監視していても、経年劣化による不調に対して更新が必要なレベルなのかどうかを見極めるのが困難なケースや突然作動しなくなるようなケースもあると思われる。故障すると研究所の日常業務に大きく支障が出るような設備については、本庁の所管課や資産経営課などと事前協議し、監視保全ではなく、計画保全として更新年数をあらかじめ定めて計画的に更新を進めるような方法を検討することを提案する。</p> <p>また、豚舎の全面的な更新には、多額の費用がかかるので、研究活動を現状設備でできる範囲にとどめ、積極的な投資はしないのか、研究所として果たすべき役割に見合う投資をしていくのか、方針を明確にした上で、更新計画を検討すべきである。</p>	P86, 87	措 置 完 了	<p>計画保全に向けて、施設の維持に影響の大きい設備について、現況と更新年数を確認した。</p> <p>今後、豚舎の全面更新も含め、施設のあり方検討とすりあわせ、更新計画を見直していく。</p>	令和8年 3月	中小家畜 研究セ ンター
意見	<p><意見 041> 設備の更新計画の見直し 技能員と会計年度任用職員の労務負担に大きく影響する設備を抽出し、更新計画の優先順位に反映させておくべきである。</p>	P88	措 置 完 了	<p>現場職員の労務負担に大きく影響する設備の現況を確認することで更新の優先度を順位付けし、更新計画に反映させた。</p> <p>今後、施設のあり方検討とすりあわせ、随時更新計画を見直していく。</p>	令和8年 3月	畜産技術 研究所 (本所) ・ 中小家畜 研究セ ンター
意見	<p><意見 043> 雨漏りの原因調査 原因不明の雨漏りの放置は、庁舎の劣化につながるため、早期に原因を確認し対策を取るべきである。</p>	P89	措 置 対 応 中	<p>令和8年度に実施する外壁工事の一環で雨漏り対策を行う。</p>	令和9年 3月	中小家畜 研究セ ンター
意見	<p><意見 046> 管理する樹木の整理 樹木の維持管理は、樹木を所管する研究拠点が責任をもって行うことが求められる。したがって、研究拠点において、樹木の維持管理が難しいのであれば、危険性の排除の観点から、危険性の高いものや、その不安があるものを積極的に伐採し、管理対象を削減することなども検討すべきである。</p> <p>研究拠点及び本庁所管課、所管部経理課等が、今後の樹木の維持管理の在り方や予算確保について</p>	P90	措 置 完 了	<p>敷地内の樹木の危険度を確認し、中でも危険性の高い樹木15本については、令和6年度に伐採が完了した。</p> <p>令和7年度も危険性の高い樹木として10本を伐採し、管理対象を削減した。</p> <p>今後も随時、樹木の生育状況を確認し、危険性の優先順位を考慮しながら、予算を確保し、樹木</p>	令和8年 3月	畜産技術 研究所 (本所)

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	協議することを提案する。			の伐採を継続する。		
意見	<p><意見 047> 全件確認の徹底と実施記録の確認・保存 毎年、全件確認が行われていなかった（又は、その疑いのある）研究拠点については、長期間、物品台帳との照合が行われていない備品も多数あることが推察され、実際に全件確認を行うと、物品台帳上の保管場所と実際の保管場所が合わず、所在が分からないものが出てくる可能性が高い。 研究拠点内において、全件確認を徹底し、総務担当者等が実施記録（現物を確認したものを備品リストにチェックをしたもの）を回収、確認、保存するような手続の見直しが必要である。 なお、例外的に容認される循環確認の導入を検討する場合には、確実に全件確認を実施していることを事後検証した上で実施すべきである。 循環確認については、用度課に対して、具体的な実施方法の検討と全庁への周知を提案する。</p>	P91	措 置 完 了	<p>物品台帳に登載済の備品全件の現物を確認し、所在及び使用頻度、管理担当者を把握するとともに、保管場所の修正等の台帳の整備を行った。 また、確認や記録がしやすくなるように、外観や備品シールの貼付状況等の写真、使用頻度（使用見込みの無い遊休物品は廃棄予定と表示）、管理担当者等を記載したリストを作成した。 今後は、このリストを活用し、毎年全件確認を行う。</p>	令和8年 3月	畜産技術 研究所 (本所) ・ 中小家畜 研究セ ンター
意見	<p><意見 048> 遊休物品の整理と顕在化 使用見込みのない機器類は、他の研究機関等への転用希望を確認する手続を行った上で、できるだけ専用の保管場所にまとめて保管し、難しい場合は、研究室内のデッドスペースに移動させ、研究室内の動線や作業効率を高めるような保管をすべきである。 また、遊休物品であることを現物でも物品台帳でも分かるようにして、物品台帳から廃棄予定リストを作成し、計画的に廃棄処理を進められるようにすべきである。 なお、遊休物品については、用度課に対して具体的な管理方法の検討と全庁への周知を提案する。</p>	P92	措 置 完 了	<p><意見 047>の全件確認において作成したリストにより廃棄予定であることが容易に把握できるようにした。 また、使用見込みのない機器類は、他の研究機関等への転用希望を確認するとともに、廃棄予定とわかるように表示した上で、デッドスペース等の研究に支障が無い場所に保管することとし、動線や作業効率を高めた。 これらにより、今後、計画的に廃棄処理を行っていく。</p>	令和8年 3月	畜産技術 研究所 (本所) ・ 中小家畜 研究セ ンター
意見	<p><意見 050> 耐震対策の見直し 薬品の保管に関する安全確保や耐震対策という点については、研究所としてレベル合わせをすべきである。</p>	P93	措 置 完 了	<p>幹部職員による保管場所の巡回や各科担当者の意見交換等により、改善点を把握し、所としてのレベルを平準化した。</p>	令和8年 3月	畜産技術 研究所 (本所)

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
意見	<p><意見 052> 受払管理と現物確認の方法の見直し</p> <p>財務事務管理的な観点からは、毒物・劇物など管理責任が強く求められるものと一般的な試薬類とで管理手続に強弱をつけて、リスク管理と効率性とのバランスをとることと、管理責任が強く求められる薬品の管理方法については、研究所全体としてのレベル合わせをしておくことが重要である。</p> <p>現状、毒物・劇物などについても、異常な払出や紛失があっても気付きにくい状況にあれば、管理手続の見直しが必要である。例えば、使用中の毒物・劇物については、使用の都度、使用前後の容器込みの重量を計測・記録し、定期的な現物確認でも容器込みの重量を計測するようなやり方などを提案する。</p>	P94	措 置 完 了	<p>毒物・劇物については、各保管場所に受払簿を備え付け、使用の都度記録するとともに、月に1回電子データ化し、所属長等が確認できるようにした。</p> <p>なお、厳格な管理が必要な毒物・劇物は、使用時に薬品重量を計測し使用簿に記載し、一般試薬は、四半期毎に棚卸を行い使用簿に記載することとして、管理レベルを分け、試薬管理を効率化した。</p>	令和8年 3月	畜産技術 研究所 (本所) ・ 中小家畜 研究セン ター
意見	<p><意見 058> 料金単価の基礎資料の作成</p> <p>飼料の価格が上昇しており、直近5年間で、畜産協会が酪農家から受け取る飼育受託料も見直されているのではないかと思われる。料金単価を検討する基礎資料を作成し、少なくとも、飼料代などの直接経費は回収できているのかどうかを確認し、料金単価の見直しを検討すべきである。</p>	P98	措 置 完 了	<p>子牛の受託は研究として実施しており、受託料の算定に当たっては飼料代相当額を基本としている。</p> <p>料金単価に係る基礎資料を作成しての検討も行い、受託料が飼料代相当額に見合う金額であることを確認している。</p>	令和8年 3月	畜産技術 研究所 (本所)
意見	<p><意見 059> 受託料算定の算定基礎の見直し</p> <p>受託料収入の算定基礎と県収入証紙で徴収する機器使用料収入等の算定基礎との不整合には合理性がない。試験研究機関は、民間受託研究の受託料収入についても、基本的には利用者に人件費や減価償却費の負担を求めるように本庁の各所管課、その他関係部署と連携して、県の統一的な考え方を見直すべきである。</p>	P98	措 置 完 了	<p>受託料収入の算定基礎となる間接経費について、人件費や減価償却費を包括するものとして算定方法を見直し、令和8年度から研究所受託料算定基準を改定するための手続きを行った。</p>	令和8年 3月	畜産技術 研究所 (本所)

監査結果			措置の実施状況 (区分)	措置の内容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
意見	<p><意見 060> 内規の整備 当研究所には、共同研究に関する内規や契約書のひな型がない。契約書は、相手方から契約書案を提示されることもあり、内容も異なることから、その都度、県で締結している他の事例などを参考に検討する方が実務的かもしれないので、必ずしも、ひな型を用意する必要はないのかもしれない。</p> <p>一方、内規は、研究所内部での手続の手順、作成する資料、各手続の実施者などをあらかじめ明確に定めておき、実際に検討する状況になった際に、必要な手続を迅速・確実に実施するためのものである。特に、公設試験研究機関として民間事業者等と共同研究や特許権等の共同出願を行うに当たり、公正性や公益性が求められる以上、その承認手続などが適切に行われたことを担保する意味でも整備が求められる。</p> <p>このため、他の試験研究機関のものを参考に、内規を整備すべきである。</p>	P99	措置完了	他の研究機関の事例を参考に内規を整備した。	令和8年 3月	畜産技術 研究所 (本所)
D 水産・海洋技術研究所						
意見	<p><意見 063> B C Pの見直し 浜名湖分場も富士養鱒場も長時間の停電やポンプが故障した場合における飼育魚の保護方法、作業の優先順位などについて、具体的に検討しておき、B C Pに明記し、職員で共有しておくべきである。</p>	P103	措置 対応中	長期間の停電やポンプ停止が見込まれる際の作業手順や飼育魚の優先順位、保護方法について整理を進めており、令和8年5月のB C P更新に向けて、改訂作業を進めている。	令和8年 5月	浜名湖 分場 ・ 富士 養鱒場
意見	<p><意見 064> ポンプの更新計画の策定 劣化状況を日々監視していても、経年劣化による不調に対して更新が必要なレベルなのかどうかを見極めるのが困難なケースや突然作動しなくなるようなケースもあると思われる。</p> <p>故障すると研究所の日常業務に大きく支障が出るような設備については、本庁の所管課や資産経営課などと事前協議し、監視保全ではなく、計画保全として更新年数をあらかじめ定めて計画的に更新</p>	P104	措置完了	<p>ポンプ更新を所で策定する電気設備等の場内設備修繕計画に組み込み、計画的に更新していくこととした。</p> <p>今後は修繕計画に基づき、順次予算要求を行い、計画保全に努めていく。</p>	令和8年 1月	富士 養鱒場

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
	を進めるような方法を検討することを提案する。					
意見	<p><意見 065> 会計年度任用職員の業務の引継ぎ 会計年度任用職員が行っている業務については、その人しか分からない作業がないようにしておく必要がある。当該職員に、その人が主に行っている業務について、作業内容をリストアップしてもらった上で、実際に、他の職員がやってみて、作業手順や注意点、コツなどを記録したり、意識的に業務分担を交代させていくなどの取組をしておくべきである。</p>	P105	措 置 完 了	<p>一部の業務は職員の補助的なものであり職員が内容を把握しており引き継ぎに支障はない。 施設のメンテナンスなど会計年度任用職員が属人的に行っている業務については、必要な業務を特定の上、作業手順といったマニュアル等を作成し、職員間で共有した。</p>	令和8年 3月	水産・ 海洋技術 研究所 (全施設)
意見	<p><意見 071> 管理データの一本化 県の正式な財産記録は財務会計上の物品台帳なので、財務会計システムの物品台帳に正しい保管場所を登録すべきである。 財務会計システムの物品台帳では入力難しい管理用のコメントを残すために備品リストの備考欄を使用しなければならないような事情があれば、次世代栽培システム科の備品リストを参考にしても良いと考える。</p>	P107	措 置 完 了	<p>備品の保管場所を再整理し、物品台帳に全て登録した。</p>	令和8年 1月	富 士 養 鱒 場
意見	<p><意見 072> 全件確認の徹底と実施記録の確認・保存 毎年、全件確認が行われていなかった（又は、その疑いのある）研究拠点については、長期間、物品台帳との照合が行われていない備品も多数あることが推察され、実際に全件確認を行うと、物品台帳上の保管場所と実際の保管場所が合わず、所在が分からないものが出てくる可能性が高い。 研究拠点内において、全件確認を徹底し、総務担当者等が実施記録（現物を確認したものを備品リストにチェックをしたもの）を回収、確認、保存するような手続の見直しが必要である。 なお、例外的に容認される循環</p>	P108	措 置 完 了	<p>物品の全件確認を行い、確認結果を確認リストに記録しており、今後も継続していく。 措置対応中の施設においても、総務担当者が備品管理者として、備品担当者に適切な管理を呼び掛けていくとともに、各備品に担当者を割り振り、備品の全件確認と実施記録の確認と保存を徹底することとした。</p>	令和8年 3月	水産・ 海洋技術 研究所 (本所) ・ 浜名湖 分 場 ・ 富 士 養 鱒 場

監査結果			措置の 実施状況	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ	(区分)			
	<p>確認の導入を検討する場合には、確実に全件確認を実施していることを事後検証した上で実施すべきである。</p> <p>循環確認については、用度課に対して、具体的な実施方法の検討と全庁への周知を提案する。</p>					
意見	<p><意見 073> 遊休物品の整理と顕在化</p> <p>使用見込みのない機器類は、他の研究機関等への転用希望を確認する手続を行った上で、できるだけ専用の保管場所にまとめて保管し、難しい場合は、研究室内のデッドスペースに移動させ、研究室内の動線や作業効率を高めるような保管をすべきである。</p> <p>また、遊休物品であることを現物でも物品台帳でも分かるようにして、物品台帳から廃棄予定リストを作成し、計画的に廃棄処理を進められるようにすべきである。</p> <p>水産・海洋技術研究所は4つの研究拠点があるが、会計単位は1つであり、廃棄費用の予算化について、例えば、研究拠点の備品の廃棄費用を経常的に予算化し、対象となる拠点をローテーションさせて、計画的に不用備品の処分を進めることなどを検討すべきである。</p> <p>なお、遊休物品については、用度課に対して具体的な管理方法の検討と全庁への周知を提案する。</p>	P109	措 置 完 了	<p>故障等により使用見込みのない機器類については、不用品決定手続を行い、令和6年度中から廃棄処分を行っている。</p> <p>また、今後発生する使用見込みのない機器類についても、研究所内のデッドスペースを有効に活用していき、遊休物品や廃棄予定のリストを作成することとした。今後、リストに応じて予算確保を行い、より計画的に廃棄処理を進めていく。</p>	令和8年 3月	水産・ 海洋技術 研究所 (全施設)
意見	<p><意見 074> 有償化の見直し</p> <p>公営図書館では、本は無償で貸し出すとしても、コピー機を利用する際には使用料が徴収されるのが一般的である。</p> <p>高額で、かつ、利用者が限定されるような機器類が無償で提供されているような状況は、公費の使われ方としては公平性に欠けるように見える。</p> <p>基本的には、使用者から相応の使用料を徴収し、例外的に無償にする場合には、その理由や要件を明確に文書化すべきである。</p>	P110	措 置 完 了	<p>使用料を徴収できるのは、地方自治法の規定により行政財産又は公の施設のみとされており、当所の加工研究機器類は、行政財産ではなく、当所は公の施設でもないため、使用料を徴収できない。また、今後、公の施設として条例を制定することについては、外部の利用を前提とした施設ではないため困難である。</p> <p>そこで、無償で貸し出すに当たっての利用要件について定めた加工研究</p>	令和8年 3月	水産・ 海洋技術 研究所 (本所)

監査結果			措置の 実施状況	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ	(区分)			
				<p>関連機器等利用規程を策定した。</p> <p>なお、研究に要する副資材、窒素ガス、試薬等の消耗品については利用者が負担することとしている。</p>		
意見	<p><意見 075> 貸与契約の背景の再確認</p> <p>県が完全に種苗生産業務を民間に移管し、貸与物品を使用する見込みもないのであれば、事務管理上は、連合会に譲渡し、県の管理対象物品から外す方が望ましいのではないかと考える。</p> <p>そのために、貸与契約の背景となる種苗生産業務の民間移管と貸与物品の継続保有の必要性について、再確認すべきである。</p>	P110	措 置 了	<p>譲与・譲渡する場合、移管先の連合会からの申請が必須であるが、現状では連合会は物品の貸与は業務移管を受諾する条件として求めたものであるため、引き続き貸与を希望している。</p> <p>県としては、県内養鱒業や漁業法に基づき内水面漁協が行う放流に欠かせない種卵・種苗の生産・供給という公益性が高い種苗生産業務を維持するため、連合会の意向に応じて当該物品の保有を継続することとした。</p>	令和8年 1月	富 士 養 鱒 場
意見	<p><意見 076> 管理方法の標準化</p> <p>研究所の幹部が定期的に研究室を巡回し、管理方法の違いを把握するとともに、研究所全体としてのレベル合わせを行うような取組をすべきである。</p> <p>研究科によって、取り扱う薬品の質や量も異なるので、必ずしも、統一化を求めるものではないが、研究所として、最低限、守るべきルールや管理手続のレベルを明確にして、管理帳票の様式の標準化なども検討すべきである。</p>	P111	措 置 了	<p>薬品の管理方法については化学分析の作業安全要領において、研究所内統一の方法を定めており、労働安全衛生法における化学物質のリスクアセスメントに基づき、対象物質について研究所内統一の管理を実施しているが、上記について研究所内での定期的な確認及び周知が不十分であった。</p> <p>そのため、化学分析の作業安全要領について再周知を行うとともに、定期的に確認を行い、確認しやすくなるよう毒物劇物管理簿について共通の様式を作成した。</p>	令和8年 3月	水産・ 海洋技術 研究所 (本所)

監査結果			措置の実施状況 (区分)	措置の内容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
意見	<p><意見 077> 保管方法の見直し 廃棄予定の薬品は、災害発生時の安全性を考慮して、当分場内に専用の置き場を設けて、保管することなどを検討すべきである。</p>	P111	措置完了	<p>廃棄予定の薬品については、専用の置き場を設置し、廃棄まで管理する体制を整えた。 なお、令和6年度末時点で使用期限の切れているもしくは使用見込みのない薬品類については、専門業者に処理を依頼し、廃棄が完了している。</p>	令和8年3月	浜名湖分場
意見	<p><意見 078> 受払管理と現物確認の方法の見直し 財務事務管理的な観点からは、毒物・劇物など管理責任が強く求められるものと一般的な試薬類とで管理手続に強弱をつけて、リスク管理と効率性とのバランスをとることと、管理責任が強く求められる薬品の管理方法については、研究所全体としてのレベル合わせをしておくことが重要である。 現状、毒物・劇物などについても、異常な払出や紛失があっても気づきにくい状況にあれば、管理手続の見直しが必要である。例えば、使用中の毒物・劇物については、使用の都度、使用前後の容器込みの重量を計測・記録し、定期的な現物確認でも容器込みの重量を計測するようなやり方などを提案する。</p>	P113	措置完了	<p>毒物・劇物については、使用の都度、容器込みの重量を計測・記録するなど保管量の確認ができるよう管理方法を改善した。</p>	令和8年3月	水産・海洋技術研究所(全施設)
意見	<p><意見 080> 研究課題選定プロセスの見せる化 公費を使って、試験研究を行う立場である以上、研究課題の選定も公正に行われていることを第三者に説明できるようにしておくことも重要である。 水産・海洋技術研究所が行っている研究課題要望調査は、その実施方法については、特に気になる点は検出されなかったが、全体的に、人に説明することを意識して資料が作られていないような印象を受ける。 具体的には、次のような点について、見直しの余地があると思われる。 ㉠ 要望調査から研究課題を選出</p>	P115	措置完了	<p>研究課題については、静岡県水産・海洋技術研究所研究推進要領に基づき、3年ごとに関係団体に要望調査を行い、水産・海洋技術研究所運営会議において課題設定を行っている。 意見のあった項目㉠については、この運営会議で決定しているため、議事録の中に記載する。 項目㉡、㉢、㉣、㉤については、研究課題設定フロー及び要望調査から回答までの一連のつながりがわかりやすいようにナンバリングをする</p>	令和8年3月	水産・海洋技術研究所(本所)

監査結果			措置の実施状況 (区分)	措置の内容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	<p>していく一連のプロセスを説明する資料（フロー図など）がない</p> <p>㊦ 調査先の選定（前回調査からの見直し）に関する資料がない</p> <p>㊧ 要望記載表と要望調査まとめ表とのつながりが分かりにくい（ナンバリングして、つながりを明確にする）</p> <p>㊨ 要望調査まとめ表の並び順が分かりにくい（ナンバリングをして、分かりやすくする）</p> <p>㊩ 要望事項を受けた事業者等への回答書の書式が無く、口頭での回答は形に残らない</p>			など、各書類の様式を変更した。		
意見	<p><意見 084> 契約書・契約約款の見直し</p> <p>県の業務委託契約約款では、第7条で一括再委託契約を禁止し、業務の一部を第三者に委任する場合は、あらかじめ発注者（県）の承諾を得ることを求めている。その趣旨は、一次受託者が、中間マージンだけをとることを排除し、県が業務受託者を把握し、その実務能力に着目して業務を遂行することを目指すものとする。</p> <p>この点、観覧料徴収業務は、業務の全部を再委託しているものの、協議会から漁協へのマージンがゼロであること、猪之頭地区の観光には協議会との一体運営が必要であることを考慮すれば、実質的な問題はないように思われる。</p> <p>しかし、形式的には上記の一括再委託契約禁止規定に抵触しているので、県の事前の承諾を得ることを条件に再委託を認める条項を設け、例外的に一括再委託を容認するように約款や契約書の見直しを検討すべきである。</p>	P118	措置完了	令和8年度の契約では、契約内容の見直しを行い、業務の一括再委託が生じないように調整した。	令和8年3月	富士養鱒場
意見	<p><意見 086> 受託料算定の算定基礎の見直し</p> <p>受託料収入の算定基礎と県収入証紙で徴収する機器使用料収入等の算定基礎との不整合には合理性がない。試験研究機関は、民間受託研究の受託料収入についても、</p>	P119	措置完了	受託料収入の算定基礎となる間接経費について、人件費や減価償却費を包括するものとして算定方法を見直し、令和8年度から開始する研究について、研究所受託料算	令和8年1月	水産・海洋技術研究所（本所）

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	基本的には利用者に人件費や減価償却費の負担を求めるように本庁の各所管課、その他関係部署と連携して、県の統一的な考え方を見直すべきである。			定基準を改定するための手続きを行った。		
意見	<p><意見 087> 内規の整備 当研究所には、共同研究に関する内規や契約書のひな型がない。 契約書は、相手方から契約書案を提示されることもあり、内容も異なることから、その都度、県で締結している他の事例などを参考に検討の方が実務的かもしれないが、実際に、締結されている契約書を通覧すると、次のような当研究所にとって不利と思われる内容の条項が確認された。</p> <p>⑦損害賠償の条項では、故意又は重過失に限るとされている。ほとんどの過失の場合は賠償請求が難しくなり、賠償請求可能な場面が合理的な理由なく制限されてしまっている。</p> <p>⑧瑕疵担保責任の条項では、研究所に著しく不利とまではいえないものの、契約当事者の一方当事者のみが担保責任を追及できないこととする条項が設けられた契約書がある。また、民法改正への対応ができていない。</p> <p>一方、内規は、研究所内部での手続の手順、作成する資料、各手続の実施者などをあらかじめ明確に定めておき、実際に検討する状況になった際に、必要な手続を迅速・確実に実施するためのものである。特に、公設試験研究機関として民間事業者等と共同研究や特許権等の共同出願を行うに当たり、公正性や公益性が求められる以上、その承認手続などが適切に行われたことを担保する意味でも整備が求められる。</p> <p>このため、他の試験研究機関のものを参考に、契約書のひな型やマニュアル、内規を整備すべきである。</p>	P120	措 置 了		令和8年 3月	水産・ 海洋技術 研究所 (本所)
E 工業技術研究所						

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
意見	<p><意見 094> 計画的な業務の引継ぎ</p> <p>会計年度任用職員が行っている業務については、その人しか分からない作業がないようにしておく必要がある。勤務年数の長い職員には、その人が主に行っている業務について、作業内容をリストアップしてもらった上で、実際に、他の職員がやってみて、作業手順や注意点、コツなどを記録することや、意識的に業務分担を交代させていくなどの取組をしておくべきである。</p>	P126	措 置 了	<p>会計年度任用職員が行う注意を要する機器の取扱いについて操作マニュアルを作成するほか、業務の中で独自に行った工夫やコツなどはミーティングを通じて研究員と共有していくこととした。</p> <p>また、技術の継承に係る資料の収集・リストアップ、マニュアルの整備を勤務評価の対象とすることで、対応への意識付けも行っている。</p>	令和8年 1月	富士工業技術支援センター ・ 浜松工業技術支援センター
意見	<p><意見 097> 物品台帳の見直し</p> <p>㊦ 現物確認の際の異動事項の記録と物品台帳の修正登録方法の見直し</p> <p>㊧ 部分的な売却・処分をした時の処理がしやすいように物品台帳に区分計上する（過去分も、適宜修正すべき）</p>	P128	措 置 了	<p>㊦ 毎年1回、全ての備品の現物を確認し、設置場所が台帳と異なっているものがあれば、正しい設置場所に戻すか、台帳の記載内容を修正することとした。</p> <p>㊧ 複数の機器をまとめて1備品として台帳に計上しているもののうち、それぞれの取得価格が明らかで、独立して機能するものについては区分計上し、部分的な処分を可能とした。</p>	令和8年 1月	浜松工業技術支援センター
意見	<p><意見 098> 遊休物品の整理と顕在化</p> <p>使用見込みのない機器類は、他の研究機関等への転用希望を確認する手続を行った上で、できるだけ専用の保管場所にまとめて保管し、難しい場合は、研究室内のデッドスペースに移動させ、研究室内の動線や作業効率を高めるような保管をすべきである。</p> <p>また、遊休物品であることを現物でも物品台帳でも分かるようにして、物品台帳から廃棄予定リストを作成し、計画的に廃棄処理を進められるようにすべきである。</p> <p>なお、遊休物品については、年度課に対して具体的な管理方法の検討と全庁への周知を提案する。</p>	P129	措 置 了	<p>使用見込みのない機器類は、現物にその旨表示するとともに、できる限り、まとめて保管している。また、物品の現物確認の際等に、廃棄予定リストを作成し、それを基に廃棄処理を進めている。</p>	令和8年 3月	工業技術研究所 (全施設)

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
意見	<p><意見 099> 反社会的勢力の確認条項の設定</p> <p>研究機器の貸出は、「静岡県工業技術研究所の設置、管理及び使用料に関する条例」と「当条例施行規則」に規定されているが、反社会的勢力の確認に関する条項は特に設けられていない。</p> <p>反社会的勢力の確認に関する条項を追加することを検討すべきである。</p>	P130	措 置 了	<p>機器・施設の使用や依頼試験を受ける際の基準について内規を定め、反社会的勢力からの申請は承認できない旨を明記した。</p> <p>また、ホームページの手続案内に上記内容を注意事項として掲載した。</p>	令和8年 1月	工業技術 研究所 (全施設)
意見	<p><意見 100> 記録対象・方法の検討</p> <p>全ての研究機器の貸出を行うかどうかは別として、少なくとも、高額なものや壊れやすいものについては、貸出前と貸出後の状態の確認記録を残すことを検討すべきである。</p>	P131	措 置 了	<p>機器の取得価格の基準額を定め、当該金額を超過し、かつ機器使用に供する機器については使用簿を作成し、終了時の職員チェック欄を設けた。</p>	令和8年 3月	工業技術 研究所 (全施設)
意見	<p><意見 103> 受払管理と現物確認の方法の見直し</p> <p>財務事務管理的な観点からは、毒物・劇物など管理責任が強く求められるものと一般的な試薬類とで管理手続に強弱をつけて、リスク管理と効率性とのバランスをとることと、管理責任が強く求められる薬品の管理方法については、研究所全体としてのレベル合わせをしておくことが重要である。</p> <p>現状、毒物・劇物などについても、異常な払出や紛失があっても気づきにくい状況であれば、管理手続の見直しが必要である。例えば、使用中の毒物・劇物については、使用の都度、使用前後の容器込みの重量を計測・記録し、定期的な現物確認でも容器込みの重量を計測するようなやり方などを提案する。</p>	P135	措 置 了	<p>盗難防止や紛失防止の措置が求められる毒物・劇物及びその他法令により申請・届出が必要な薬品については、受払簿により、使用時及び定期確認の管理を行うとともに、客観的な使用量把握のため、購入時または使用前後の容器込みの重量を計測・記録することとした。</p>	令和8年 1月	工業技術 研究所 (全施設)
意見	<p><意見 105> 研究課題選定プロセスの見せる化</p> <p>公設試験研究機関である以上、研究課題が産業界の要望に沿って選定されていることや選定プロセスが公正であることを外部の第三者にも説明できるようにしておくことは重要である。</p> <p>この点、農林技術研究所・畜産技術研究所では、民間事業者から</p>	P137, 138	措 置 了	<p>業界の要望を聞く協議会及び部会に関しては、4つの研究拠点で基本的な書式を統一し、要望に対する取組について、次年度の同会議でそれぞれ回答する。</p> <p>「静岡県工業技術研究所研究推進要領要領」を見直し、研究課題の設定</p>	令和8年 3月	工業技術 研究所 (全施設)

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
	<p>の情報収集に多くの人に関わることもあって、研究課題の選定プロセスのフロー図や各種書式が整備され、各プロセスで行われている内容や、プロセス間のつながりが第三者にも分かりやすくなっている。また、広く収集した要望に対して、どのような対応をするのか回答書を作成・送付している。対応は、研究課題として取り上げる場合だけでなく、技術指導という形で対応することや研究課題として取り扱うことが困難で断る場合などもあるが、受け取った要望に対してどのような対応をするのかという部分も文書化されている。</p> <p>一方、当研究所は、協議会や部会を設置しているものの、直接、会員から研究課題に関する要望事項を書面で確認しているわけではなく、協議会や部会での意見交換などを参考に研究所が要望事項を仮説的に抽出したものであり、その抽出過程の文書化もできていない。</p> <p>研究課題が産業界の要望に沿って選定されていることや選定プロセスが公正であることを外部の第三者にも分かりやすく形に残すにはどうすべきか、という視点で、次の㉠から㉣の検討事項について、見直すことを提案する。また、㉠については、協議会及び部会では、実施時期や回数、参加者数が限られ、十分な技術的要望等の確認が難しいのであれば、要領を見直し、個別の聞き取り調査やその記録も研究課題の設定手続に加えることも検討すべきである。</p> <p>㉠ 協議会及び部会は、4つの研究拠点でそれぞれ独立して運営されており、協議会及び部会の議事録の書式もバラバラである。役員の選考基準なども明確ではなく、会議参加者</p>		<p>手続として、「研究員個別の聞き取り調査を参考に提案する」という一文を追記した。</p> <p>また、「研究課題推進計画書」には、要望元がどこであったか選択する欄をつくる。(協議会・部会・企業・その他)</p> <p>研究課題の選定プロセスは、フロー図としてわかりやすく作成した。</p>			

監査結果			措置の実施状況 (区分)	措置の内容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	<p>数がかなり少ない拠点もあるので、やろうと思えば、かなり恣意的な運営もできてしまうように見える。</p> <p>① 協議会及び部会の議事録を見る限り、意見交換のテーマは主に業界の動向や課題に関するもので、研究課題については、直接的に要望を聞き取っているような記録はない。また、議事録とは別に、各研究所が協議会及び部会の意見交換から認識した要望事項のまとめ資料があれば良いが、そのような資料も作成されていない。そのため、協議会及び部会の意見交換から、どのような要望事項が認識され、「研究課題推進計画書」に反映されたのかというプロセスのつながりが外部の第三者には分からない。</p> <p>② 工業技術研究所では、自分たちが選定した研究課題(案)を協議会及び部会に報告するが、研究課題として取り上げなかった要望に対する回答などは行われていない。</p> <p>③ 要領では、協議会及び部会から試験研究課題を含めた技術的要望等を把握をすることになっているが、富士工業技術支援センターでは、毎年、5～6月頃に研究員が地元企業から研究課題やセミナーテーマ、導入する機械などに関する要望の聞き取りを行っている。</p>					
意見	<p><意見 107> 受託料算定の算定基礎の見直し 受託料収入の算定基礎と県収入証紙で徴収する機器使用料収入等の算定基礎との不整合には合理性がない。試験研究機関は、民間受託研究の受託料収入についても、基本的には利用者に人件費や減価償却費の負担を求めるように本庁</p>	P140	措置完了	受託料収入の算定基礎となる間接経費について、人件費や減価償却費を包括するものとして算定方法を見直し、令和8年度から研究所受託料算定基準を改定するための手続きを行った。	令和8年 3月	工業技術 研究所 (全施設)

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	の各所管課、その他関係部署と連携して、県の統一的な考え方を見直すべきである。					
意見	<p><意見 108> 運用ルールの見直し 複数年度の契約書に金額を記載する場合には、債務負担行為の手続（財政協議、議会の承認）が必要となり、非常に手間がかかるが、契約書に金額の記載が無ければ、複数年度の契約でも会計上は問題ないことが確認された。 相手方から複数年度の契約を求められたときに共同研究の機会を逃す恐れがあるので、運用ルールを見直し、相手方から複数年度の契約を求められ、契約書に金額の記載を要しない場合には、例外的に複数年度契約も容認することを検討すべきである。</p>	P141	措 置 完 了	<p>現状では工業技術研究所の共同研究に係る内規により契約は単年度とされている。 複数年度に亘る共同研究契約を締結できるように内規の改正を行った。</p>	令和8年 3月	工業技術 研究所 (本所)
G 全体共通事項						
意見	<p><意見 124> 受託事務収入の算定基礎の見直し 現在の民間受託研究の受託料収入と県収入証紙で徴収する研究機器の使用料収入の算定基礎の考え方の不整合には、合理性がない。 試験研究機関、本庁の各所管課、その他関係部署は、民間受託研究の受託料収入についても、基本的に利用者に人件費や減価償却費の負担を求めるよう、県の統一的な考え方を見直すべきである。 ただし、試験研究機関の事業費は年間約40億円、職員は約400人で、給与以外の賞与や法定福利費なども考慮すると、人件費は事業費の同額以上になると推察されることから、人件費や減価償却費をそのまま利用者に転嫁するとなると料金は2倍以上になってしまう。受託料の料金については、民間事業者等の負担能力や他の類似サービスの価格なども勘案して決定されるべきであり、今までの水準からの大きな変更は現実的では</p>	P166	措 置 完 了	<p>受託料収入の算定基礎となる間接経費について、人件費や減価償却費を包括するものとして算定方法を見直し、令和8年度から研究所受託料算定基準を改定するための手続きを行った。</p>	令和8年 3月	経 済 産 業 部 経 理 課 ・ 農 業 戦 略 課 ・ 水 産 振 興 課 ・ 商 工 振 興 課 ・ く ら し ・ 環 境 部 経 理 課 ・ 環 境 政 策 課

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	<p>ない。あくまでも、利用者に人件費や減価償却費の一部を負担してもらうことで、利用機会の平等性と受益者負担の公平性を担保するということになる。</p> <p>また、県の財務処理上、試験研究関連の事業費や試験研究機関という会計単位に人件費や減価償却費が計上されていない状態で、試験研究機関が民間事業者等から受託料収入という形で人件費や減価償却費の戻しを受けることについて、その戻し分を試験研究機関から本庁に振り替える内部調整を検討する必要があるのかもしれない。これについては、あくまでも私見であるが、令和5年度の民間受託研究の受託料の実績規模に、若干の人件費や減価償却費が上乘せされる程度であれば、事務工数をかけてまで試験研究機関から本庁に振り替える内部調整は省略し、その分、試験研究機関のインセンティブにつながれば良いのではないかと考える。</p>					
意見	<p><意見 125> 工業技術研究所／運用ルールの見直し</p> <p>運用ルールを見直し、相手方から複数年度の契約を求められ、契約書に金額の記載を要しない場合には、例外的に複数年度契約も承認することを検討すべきである。</p>	P169	措置完了	<p>工業技術研究所において、複数年度に亘る共同研究契約を締結できるよう内規の改正を行った。</p> <p>産業イノベーション推進課においては、この件に関して各研究所と意見交換を実施し、契約書に金額の記載を要しない場合には複数年度契約も可能であることを研究所と共有済みである。</p>	令和8年 3月	工業技術研究所 ・ 商工振興課 ・ 産業イノベーション推進課
G 全体共通事項						
意見	<p><意見 120> 現物確認方法の見直しと周知</p> <p>全庁的に備品の現物確認がルール通りに実施されるように、用度課には、次のような対応を求めたい。</p> <p>㊦ 原則的方法である、毎年、全件確認の徹底を全庁的に周知する。</p> <p>㊧ 事後的に実施状況を確認できるように、実施記録の保存の</p>	P156	措置完了	<p>令和7年6月に全庁的に周知した。今後も機会あるごとに周知していく。</p>	令和7年 6月	用度課

監査結果			措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	報告書の 該当ページ				
	徹底を全庁的に周知する。					
	㉔ 循環確認について、具体的な条件や方法を検討し、全庁的に周知する。	P156	措置完了	㉔ について、令和8年3月に全庁的に周知した。今後も機会あるごとに周知していく。	令和8年3月	
意見	<p><意見 121> 遊休物品の管理方法の見直しと顕在化 遊休物品の整理が進むように、用度課には、次のような対応を求めたい。</p> <p>㉕ 遊休物品について、管理方法を検討し、全庁的に周知する。</p> <p>㉖ 遊休物品であることについて現物や物品台帳への表記の徹底を全庁的に周知する。</p>	P157	措置完了	㉕ ㉖ について、令和8年3月に全庁的に周知した。今後も機会あるごとに周知していく。	令和8年3月	用度課
意見	<p><意見 122> 用度課の検査手続の見直し 用度課による抽出物品の現物確認では、各所属における現物確認の実施状況や遊休物品の滞留状況を把握することは難しく、問題点を検出することはできない。</p> <p>そのため、用度課が行う検査について、抽出による現物確認の実施より、所属における現物確認の実施状況の点検と、遊休物品の状況（管理状況、現物確認の際の遊休物品の抽出、物品台帳への記録等）の点検に重点を置くような見直しを提案する。</p> <p>そのためには、各所属における現物確認の実施記録の保存や遊休物品の顕在化が必要になる。</p>	P158	措置完了	<p>物品事務指導検査における現物確認について、令和7年度の検査では、各所属の状況把握、原則全件の現物確認や実施記録の保存について呼びかけを行った。</p> <p>令和9年度の物品事務指導検査から、所属における現物確認の実施状況と遊休物品の管理状況等を検査項目に追加することについて、令和8年3月に全庁的に周知した。今後も機会あるごとに周知していく。</p>	令和8年3月	用度課